

## 第9節

# 小松基地周辺の騒音対策に関する 基本協定の締結

(昭和50年10月4日)

### …Outline…

昭和48年、航空自衛隊は、F-4EJ戦闘機を小松基地に昭和50年以降に配備することを計画した。

これに対して、同基地が所在する小松市では、反対集会やデモ行進、市当局及び市議会に対する騒音対策又は補償を求める陳情・請願が行われるなど反対運動が巻き起こり、また、竹内小松市長も、当初、基本的にこれに反対する意向を表明した。

これに対し、防衛施設庁は、石川県及び小松市等からの理解を得るため、たび重なる説明を行った。

この結果、昭和50年10月4日、小松基地における航空機騒音の軽減や国による障害防止工事の充実等を内容とする「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定（基本協定）」が締結され、F-4EJ戦闘機の小松基地への配備が実現する運びとなった。

## ● 背景と経緯

昭和48年、航空自衛隊は、F-4EJ戦闘機を小松基地に昭和50年以降に配備することを計画し、昭和48年6月の衆議院内閣委員会において防衛庁防衛局長がこの配備計画を表明したことに端を発し、同基地が所在する小松市では、反対集会やデモ行進が行われ、市当局及び市議会に対する騒音対策又は補償を求める陳情・請願が行われるなど反対運動が巻き起こった。

また、当初、竹内小松市長は、航空自衛隊が使用しているF-104J戦闘機の安全や騒音対策が十分でない状況下でのF-4EJ戦闘機の小松基地への配備は論外であり、飛行の安全、騒音及び民生安定に対する国の対策の抜本的な改善を図ることが先決であるとして、基本的に反対する意向を表明した。

このような情勢を踏まえ、防衛施設庁は、防衛庁・航空幕僚監部と連携し、竹内小松市長、市議会のほか周辺住民に対し、航空機の安全や騒音に配慮した以下を内容とする「小松基地安全並びに騒音対策大綱」を提示し、地元の理解を得るため努力した。

- ① 市街地上空を避けた飛行経路の選定、要撃戦技訓練の海上での実施

② 早朝・深夜・昼休み時間における離着陸等の自粛等及び住宅防音工事や移転補償等の騒音対策の充実

一方、昭和50年2月、名古屋防衛施設局は、F-4EJ戦闘機の配備に伴って必要となるサイレンサー、システムチェックハンガー等の関連施設の整備に係る工事計画通知書を石川県（小松市経由）に提出し、同年3月、同県からの適合通知書を受理したが、その際同県から「着工については、小松市当局及び地元関係住民と十二分に話し合いの上行われるよう強く要望する」旨の知事意見書もあわせて受理した。

このため、同局は工事着手を一旦延期し、小松市民等を対象に行ってきた説明会に加え、航空自衛隊第6航空団の協力を得て、住民代表ら110名余が参加する百里基地見学会を同年4月から5月にかけて4回にわたり実施した。また、同月下旬には、住民、諸団体、小松市当局、市議会代表及び国が出席する「小松基地問題懇談会」を開催し、住民の意見を聴取するなど地元との対話を通じてF-4EJ戦闘機の小松基地への配備に理解が深まるよう努力を払った。

数次にわたる地元住民等への説明を経た同年6月10日、小松市議会は、住宅防音工事等の補助事業の全額を国及び県が負担することと、関係法令の改正による未解決問題の速やかな解決を求めることを内容とする意見書を採択し、内閣総理大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、名古屋防衛施設局長及び石川県知事あて提出した。また、小松市は、F-4EJ戦闘機配備以前に、小松基地に係る騒音対策がまずは重要であるとして、これを機に「基本協定」の締結へと動き始めた。

## ● 住宅防音工事の助成等の対象となる区域の指定

一方、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）」（昭和49年法律第101号）が昭和49年6月27日に公布・施行され、防衛施設庁は、同法に基づき、小松基地に係る住宅防音工事の助成等の対象となる区域として、第1種、第2種及び第3種区域を指定することとし、昭和50年6月30日、当該区域指定案について、名古屋防衛施設局を通じ、石川県、小松市及び加賀市に対して意見照会を行った。

これに対し、石川県は、環境基準の達成と騒音の原因者としての国による騒音被害の完全補償を求める小松市の立場を考慮しつつ、第1種区域指定案に係る加賀市をはじめ、周辺対策を実施している小松基地周辺6市町村を含む石川県及び8市町村の統一意見として、以下の5項目の要求を取りまとめ、防衛施設庁に提出した。

- ① 環境基準を期間内に達成するための年次計画を明示する。
- ② 住宅防音工事を3年以内に完了し、移転補償を速やかに実施する。
- ③ 騒音測定は市町村と共同で行う。
- ④ 住宅防音工事の助成等の対象となる区域を年1回見直す。
- ⑤ 障害防止工事、施設の維持管理は国の責任で行う。

## ● 基本協定の締結への取組

この後、F-4EJ戦闘機配備については、防衛施設庁と石川県が中心となって調整を図ることとなり、昭和50年9月23日、上記5項目の要求に対する以下の内容の国側回答、すなわち「基本協定」の内容について事実上の合意に達した。

- ① 「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)に従って、速やかに環境基準の達成を期する。
- ② 住宅防音工事及び移転の補償については、現行法令に定める第1種区域及び第2種区域内についてそれぞれ昭和53年度を完了予定とする。
- ③ 基地周辺における騒音の測定は、常時実施するものとし、その管理は国、県及び市町村共同で行う。
- ④ 年1回騒音コンターの見直しを行う。
- ⑤ 障害防止の機能回復に必要な施設の更新に要する経費については国が措置するとともに、維持管理の拡大に努める。

また、防衛施設庁と小松・加賀両市との個別協定案については、上記の「小松基地安全並びに騒音対策大綱」の内容を盛り込むことでおおむね合意に達したが、小松市議会が内閣総理大臣等に対して求めていた補助事業の全額国庫負担については、竹内小松市長と中西石川県知事による協議の結果を待つこととした。

竹内小松市長が最終的に示した意向は、住宅防音工事と防音堤等の設置の早期実施を求め、これが効果を発揮し始めた時点でF-4EJ戦闘機配備を断る理由がなくなるというものであった。

この竹内小松市長の意向を踏まえ、中西石川県知事は、同年9月26日、住宅防音工事と防音堤等の設置の早期実施を防衛事務次官に申し入れ、同月29日、坂田防衛庁長官から同知事に対し「申入れの件については、困難であるが事務当局に検討させる」と回答したことで、本件問題は解決に向け進展した。

## ● その後の経緯

最後に残された補助事業に伴う地元負担金の問題については、昭和50年10月4日、防衛施設庁長官が中西石川県知事及び竹内小松市長に対して、基本協定第5条の「障害防止工事は、国が原因者であるとの認識のもとに実施するものとし、障害防止の機能回復に必要な施設の更新に要する経費については、国が措置するとともに、維持管理費の拡大に努める。」の趣旨に則り、今後とも誠心誠意努力する旨回答したことにより、小松市議会の理解を得るに至り、同日、石川県庁において、防衛施設庁長官と中西石川県知事ほか関係8市町村長との間で「基本協定」が締結された。

F-4EJ戦闘機配備問題は、このような厳しい地元情勢の中で、石川県及び小松市をはじめ

めとする基地周辺8市町村等との数次にわたる交渉の末、「基本協定」の締結により解決したものである。この「基本協定」の締結の約1年後、F-4EJ戦闘機は、航空自衛隊小松基地に新編された第303飛行隊に配備され、我が国の防空任務の重要な一翼を担うこととなった。

なお、その後、小松基地において実施することとされた日米共同訓練をめぐり、昭和57年9月、名古屋防衛施設局長と竹田小松市長との間で「日米共同訓練に関する協定」が締結されることとなったが、この協定の締結に際して、この「基本協定」の解釈及び適用も焦点の一つとなった（第5章第2節参照）。



「基本協定」締結を報じる新聞記事  
(昭和50年10月5日 朝日新聞)

## 議会回想記

元小松市議会議長  
(当時：小松市議会議員)

水野 智之氏



### ファントム配備物語（「暁議会」始まる）

昭和50年6月9日、保革両会派のファントム配備に関する賛否両論の議員提出議案、1号、2号を巡り、議会（臨時）招集当日9時開会。

直ちに特別委員会に付託するが、議論百出、断続的に会議が行われ結論が出ず、昼に至り会議時間を延長した。意見書案を各会派に持ち帰り、審議状況を報告。保革対決も夕刻になると騒音地区の住民、革新市長、議員の支援労組の幹部が続々と集まり市役所が占拠された感があった。

深夜を迎え、12時前に本会議の延会決議を行い、それぞれの会派議員は市長、労組団

体に審議状況を説明した。その間に委員会は再開、休憩を繰り返し窓の外は白々となり、5時半に本会議再開。両会派の賛否両論を集約した修正案を共産党を除き採決した。騒音地区の安全飛行、障害防止事業を要望するなど玉虫色の意見書決議をもって全国に珍しい晩議会が終了した。

昭和49年8月の配備の申し入れ以来、9ヶ月ぶりに漸く審議が終わったかに思われたが、その後の6、9月の両定例会で賛否両論が渦巻き20件にも及ぶ請願が提出された。請願議案審査等を通じて賛成、反対の市民団体の反対運動が展開され、時には本会議場に警察官の派遣要請をするなど幾度かの混乱があったが、昭和50年の10月4日に全国基地所在地に例のない協定が結ばれた。これが世に言う「10.4協定」と称し、小松基地の運用に半世紀にわたり支障を残す事となり、施設局の幹部をして天下の悪協定と嘆かせたのである。

### 日米共同訓練について

昭和57年8月23日、地位協定第2条4項(b)施設として小松基地使用の申し入れを受け、市議会では早速8月26日に全員協議会を開催し、調査を基地対策特別委員会に付託する。

昭和55年の市長選において保守系市長が当選。基地との共存を示し、市民も首長の政治姿勢に理解を持ち、ファントム配備のときの状況ではなく冷静に受け止めていた。議会、委員会、「騒音地区町内会長協議会」も早々に宮崎県の新田原基地を視察、議会との懇談を実施した。

小松基地、名古屋防衛施設局幹部との面談、意見交換を行い、更に周辺地区代表との懇談会を開催し、意見集約した結果、

- ・基地を恒久的な米軍基地としないこと。
- ・米軍人の行動については基地司令の責任で周辺住民に不安を与えないこと。
- ・日米共同訓練のため現在実施されている平常訓練以上に飛行回数、時間等を超えないこと。

と併せて、訓練実施に伴い「10.4協定」が守られるか、以上を条件に国土防衛の見地から9月22日に日米共同訓練が了承されたのである。

昭和36年の小松基地開設以来、半世紀にわたり、その間防衛施設局は名古屋、大阪と変遷があったが「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、障害防止、教育施設、民生安定施設の助成、道路改修、騒音対策、住宅防音工事の助成等多くの事業を全国基地に先駆けて実施し、市民が安心して暮らせる基地の町としての街づくりに多大の貢献をされたことに深甚の敬意と感謝の念を表す。そして我が国が永遠に不滅なることを願い回想記としたい。